○農林水産省告示第九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県益田市美都町都茂二一七八の一、二一七八の二、二一七九から二一八二まで、二一七九の一、二一八三の一、二一八三の二、二一八四、二一八五の一、二一八五の二、二一八六から二一八八まで、二一九〇の甲二、二一九〇の三、二一九〇の四、二一九九、二二〇〇、二三六五の甲、二三六六の甲、二三六六の一、二三七一、二三七一の一、二三七二、二三七三の三、四三九九、四五四三から四五四七まで、四五四七の一、四五四八の一から四五四八の三まで、四五四九の一、四五四九の二、四五五〇から四五五三まで、四五五四の一、四五五四の二、四五五五の一、四五五五の二、四六三一、四六三三、四六三五から四六四二まで、四六四一の一、五四〇二、五四〇三、五五一〇、五五二〇の一、五五二〇の二、五五二一から五五二三まで、五五二七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町受原字槙ノ前山五二二一の一、五二二三、五二二四の二、五二二五の一、五二二七の二、五二二八の二、五二二九の一から五二二九の三まで、五二三〇の一、五二三〇の二、五二三一、五二三二の一、五二三五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字多田字大込一〇九六八の一（次の図に示す部分に限る。）、字政ノ木一〇九七四の一、一〇九七四の二、一〇九七八の一、一〇九七八の二、一〇九七九、一〇九七九の一、一〇九七九の二、一〇九七九の三、一〇九七九の四、一〇九七九の五、一〇九七九の六、一〇九七九の七、一〇九七九の八、一〇九九八の二、一〇九九九の二、一一〇〇一の一、一一〇〇一の二、一一〇〇九、一一〇一二の二、一一〇一二の四、一一〇一三の二、字上弥平谷一七五六の一、一七五七の一、一七五八、一七五八の二、一七五九の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町鮎帰ほ字解次郎二三七四から二三七八まで、二三八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字解次郎二三七四から二三七八まで・二三八〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字湯山字竹ノ口二四四〇の八八、二四四〇の九二、二四四〇の九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹ノ口二四四〇の八八・二四四〇の九二・二四四〇の九三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市小木字村上一三五八、一三六三の一、一三六三の二、一三八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字村上一三五八・一三六三の一・一三六三の二・一三八五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市小木字村上一三五八、一三六三の一、一三六三の二、一三八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字村上一三五八・一三六三の一・一三六三の二・一三八五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）